

裾 情 審 第 8 号
令和6年12月23日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市情報公開審査会
会長 伊東 哲夫

裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）第21条の規定
に基づく諮問について（答申）

令和6年8月14日付け裾戦渉第45号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

令和6年5月17日付けで審査請求人が提出した公文書開示請求書「区への回答文作成にあたって渉外課内に公文書的な書類の公開請求」について、実施機関が令和6年6月27日付けで通知した公文書部分開示決定通知書による処分に対して審査請求人が令和6年7月17日付けで行った審査請求についての諮問

答申

第1 諮問事案の概要

- 1 裾野市の町震一区の「町震地区コミュニティセンター」（以下、単にセンターという。）の建物解体費用の負担について、令和6年1月29日付のセンターの解体撤去のお願いなる要望書が裾野市長宛に提出された。その要旨はセンターの解体・撤去に際し、その費用は裾野市の負担で実施して欲しいとの要望であった。その後、裾野市（以下、単に実施機関という。）と町震一区との協議の場を何回か開き協議を重ねたところであったが、実施機関は、令和6年3月11日に「センターの所在の土地を貸主である地主に返還するにあたっては、町震一区の費用負担でセンターを解体・撤去すべきであること、本件に関する町震一区との協議は市長ではなく、市長戦略部渉外課が担当する」旨の回答を行った。
- 2 前項の実施機関の回答に対し、町震一区の住民である文書開示請求人（以下、単に請求人という。）が、2024年5月17日付公文書開示請求にて、要望書に対する回答文作成に当たって実施機関の渉外課が保有する関連文書の開示を求めた。
- 3 これに対し、実施機関は、回答文の結論に至るまでの防衛省南関東防衛局（以下、単に防衛局という。）に対する問い合わせメール文、添付の回答文、市顧問弁護士への意見照会に関するメールのやり取りのメール文並びにそれぞれの回答文については、それらの照会の事実は認めたものの、防衛局の職員名、やり取りの結果記載の本文部分、更には各照会に添付した渉外課作成の「回答文」については、裾野市情報公開条例第7条第5号及び第6号イに該当するとして、その各部分を不開示処分とし、存在しない議会答弁の作成に用いた渉外課の内の公文書は不存在を理由に不開示処分とした（裾野市情報公開条例第11条第2項）。唯一全部開示したのが令和5年度要望書（第3回）への実施機関の回答文であった。
- 4 前項の処分について、請求人が実施機関に対し、令和6年7月17日付審査請求書により、存在するのに部分開示しかなかった処分の取消しをし、かつ全部開示を求めた。これを受けて実施機関が当審査会に対し、令和6年8月14日付諮問書により、裾野市情報公開条例第21条の規定に基づき諮問してきたのが本件である。

第2 審査会の結論

請求人から第4記載の各文書の開示請求に対し、実施機関が行った令和6年6月27日付けの公文書部分開示決定は妥当である。

第3 審査請求の趣旨

請求人は、実施機関に対し、令和6年7月17日、実施機関の令和6年6月27日付公文書部分開示決定を取り消し、請求人が求めた次項の第4の1から10までの各文書全ての開示を求める、との請求を行った。

第4 本件開示対象公文書

- 1 実施機関の防衛局に対する地区への回答文に関する問い合わせをしたメール
- 2 前項に添付した実施機関作成の「回答文」
- 3 1に対する防衛局からの回答のメール
- 4 前項の回答に対する実施機関の確認のメール
- 5 前項に添付した実施機関からの修正された回答文
- 6 4に対する防衛局からの確認のメール
- 7 前項に添付された防衛局からの修正された回答文
- 8 実施機関の顧問弁護士に対する地区への回答文に関する相談依頼をしたメール
- 9 前項の相談に添付した実施機関作成の「回答文」
- 10 8に対する顧問弁護士のからの回答のメール
- 11 令和5年度要望書（第3回）の回答
- 12 議会答弁の作成に用いた渉外課内の公文書

第5 実施機関（裾野市）の処分

- 1 防衛局と実施機関の本件に関する問い合わせ文書類（前記第4の1から7までに記載のメール若しくは回答文等）について、裾野市情報公開条例第7条第5号を理由に部分開示処分に留めた。開示した部分はセンターに係る地区からの要望及びそれに対する市の回答に関するやり取りであることの部分のみであり、その本文及び添付してあった回答文は不開示とする処分であった。

その具体的な理由としては、裾野市情報公開条例第7条第5号の裾野市、国（防衛局）の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあることに該当するとしたのである。

- 2 また、前記第4の8から10までの顧問弁護士とのやり取りに関する文書は同法7条第5号及び第6号イを根拠にして、全部開示すると率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、弁護士の回答文については交渉に係る事務に関する弁護士の意見を記載されたもので、実施機関の区の要望に対する最終回答を検討するための生成途中の文書であって、これを開示してしまうと、当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断して前記のとおり部分開示処分としたのである。

- 3 なお、前記11は全部開示し、12は不存在を理由に不開示とした。

第6 請求人の反論意見の要旨

センターに関し、実施機関と区とが直接取り交わした契約書は、昭和62年2月26日に締結した「裾野市学習、集会等供用施設管理委託契約書」及び平成28年4月1日に

締結した「裾野市学習、集会等供用施設管理覚書」が存在するが、いずれの文書にもセンターの取壊費用についての直接的な明文規定は存在せず、また、別途、これに特化した解体費用の負担について合意文書も存在しないと言うのであれば、区の要望に対する回答をした令和6年3月11日付回答書の論拠となっていると思われる防衛局や実施機関の顧問弁護士とのやり取りの文書が重要となるので、それら各文書の開示をするのが当然であるとするのが、意見の要旨である。

第7 審査会の判断

- 1 はじめに、裾野市情報公開条例の目的は、「地方自治の本旨にのっとり、市民の市政についての知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに実施機関の保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、もって実施機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政の公正な執行と市民の信頼の確保を図り、市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的とする」などと規定されている。そして、同条例第5条には、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の公開を請求することができる」と規定する一方で、同条例第7条各号で開示義務を負わない場合を規定し、前記の知る権利といえども、個人のプライバシー、その権利に優る公益上の理由がある場合等を例外としている。最もその例外を理由に不開示若しくは部分開示に留めようとするときには、請求人が納得する理由を示さなくてはならない、という制度となっている。
- 2 では、まず前記の文書1から7までに關する部分開示処分について検討する。検討にあたり、実施機関、請求人から提出された文書及び令和6年11月14日の実施機関への意見聴取並びに関連法規等を参考にした。
 - (1) 防衛局の職員との間で、区の要望に対する回答文について、部分開示処分としたことの適法性について考察する。実施機関の部分開示の具体的な理由としては、前記の如く、裾野市情報公開条例第7条第5号の裾野市、国（防衛局）の「相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとしたのである。
 - (2) そこで、検討すると、本件の実施機関と防衛局とのやり取りは、実施機関が防衛局に対し、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」に基づきセンター設置のため補助金の拠出を申請し、それを受けて防衛局はセンター建設費用の一部を補助金として拠出したのであるが、このような関係にある防衛局に対し、実施機関が当該センターの取壊費用の問題に関連して、防衛局に対して問い合わせをした内容及び回答がどのようなものであったかを開示することは、直接解体費用の負担に対する意見の照会でなくても防衛局が実施機関と区の利害の対立問題について、関与の疑いをもたれるおそれがあり、両機関における今後の協議、

交渉、殊に将来の補助金の拠出に影響を与えかねないおそれが両機関に生ずるばかりか、それを争っている区たる当事者、区以外の住民に対しても利益、不利益を与えかねない事態を招くおそれが十分に予想される。してみると、実施機関が防衛局との前記の各メール文及びそれに添付した回答書案等を不開示処分としたことは、当審査会としては、裾野市情報公開条例第7条第5号に照らし有効なものとして解する。

3 次に、前記の文書8から10までに關する処分について検討する。

- (1) 実施機関が、個人である弁護士とのやり取りのメール及び実施機関の回答文案を不開示とした根拠は、前者については裾野市情報公開条例第7条第6号イで規定する交渉に係る事業、事務に關し、その適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、後者については同条例第7条第5号の実施機関内部の検討、又は協議に關する情報であつて、公にすることにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるためであるとした。

これに対し、請求人の反論意見は必ずしも定かではないが、請求人の意見によると、実施機関が当該弁護士に区の負担でセンターを解体することの合法性を問い合せているようであるが、その点の実施機関と弁護士とのやり取り、殊に弁護士の意見部分を開示してもらうことは市の保有する公文書であるから開示することが妥当で、将来の争訟のおそれを理由に不開示とすることは妥当でないとして開示を求めているものであると思料する。

- (2) ところで、実施機関は、その行う事務について法律問題が発生することは必須のことで、それに対応するために弁護士との間において法律顧問契約を締結しているのが通常で、実施機関においても複数の弁護士と同契約を締結している。そして、現に係属し、又は将来予想される訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件等の争訟に備え顧問弁護士の意見を求めることは日常行われる実施機関の事業であり事務であることは論を俟たない。これについて本件に照らすと、実施機関と区の間において、センターの建物の解体費用の負担について何度も会議・交渉の機会を持ったものの、実施機関は区の負担、区の多くの役員は実施機関の負担だと双方持論を展開し、合意に至っていない状況にあることは関係書類、実施機関からの事情聴取から窺知できる。そうだとすると、今後交渉を重ねても平行線で解決をみない場合には、訴訟になることが想定される状況にある。このような状況の下では、実施機関の顧問弁護士の意見部分を開示することになれば実施機関の検討内容の詳細が区に明らかになってしまい、訴訟ともなれば実施機関への攻撃防御のポイントが浮き彫りになりかねず、今後の実施機関の訴訟の遂行に著しい支障が生ずるおそれを認めることができる。この点、区から既に実施機関の見解は「回答書」として開示されているのであるから当該弁護士の意見の開示をしても差し支えないとの反論があるが、実施機関の「回答書」は弁護士の意見そのものではなく相談等に基づいた実施機関の見解をまとめたものであるから、「回答書」を開示してい

るのであるからと言って、その過程における弁護士との相談内容、検討事項等相談記録全てを開示させることにはつながらない。むしろ、実施機関と顧問弁護士とのやり取り部分を全て開示させてしまうことは、実施機関の交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、実施機関の一方当事者としての地位を不当に害するおそれが生じる。一方で区も弁護士等の法律専門家に相談し、その結果をもって実施機関と交渉する機会を奪われているわけではない。

してみると、実施機関が開示請求された前記の文書8から10までの各文書を不開示とした処分は不当とまでは言えないと解する。

- 4 当審査会としては、第2記載の結論のとおり、実施機関が行った令和6年6月27日付けの公文書部分開示決定は妥当であるとの結論に至った。

第8 附帯意見

本件の公文書開示の問題は、町震一区のセンターの取壊費用を実施機関と区のいずれかが負担するかの争いに端を発した事件ではあるが、当審査会はその費用負担をいずれが負担するかを判断する立場にはない。しかし、建設時は双方親和的な関係の中で建設したと推察されるので、実施機関と区とが互いの立場を理解し合い、将来に禍根を残さず、他の区と同様な問題にも影響をあたえない形で円満に解決されることを希望するところである。

第9 審査会の係る経緯

令和6年 8月14日 審査諮問書及び弁明書受理
令和6年 8月16日 審査請求人への意見書提出依頼
令和6年 9月13日 審査請求人の意見書受理
令和6年10月10日 第1回審査会
令和6年11月14日 第2回審査会（実施機関の説明聴取）
令和6年12月 6日 第3回審査会
令和6年12月20日 第4回審査会

以上

(裾野市情報公開審査会)

委員 伊東 哲夫

委員 小林 靖幸

委員 湯山 貴志子